

第36号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和5年5月10日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

府中市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市市税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

府中市長 高野 律 雄

府中市市税条例の一部を改正する条例

府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第45条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第49条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第90条第1項中「規定によつて」を「規定により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「納付書によつて」を「納付書により」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

付則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

付則第8条の2第2項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第3項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第

15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項を削る。

付則第8条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

付則第13条の3を削り、付則第13条の3の2を付則第13条の3とする。

付則第13条の7第3項を削る。

付則第14条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(イ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ロ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第14条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付則第15条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の府中市市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の府中市市税条例付則第13条の3及び第13条の7第3

項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新	旧
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p>
<p>第45条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第45条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によつて納入しなければならない。</p>
<p>（法人の市民税の申告納付）</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p>
<p>第47条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第47条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2～4 省 略</p>	<p>2～4 省 略</p>
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る</p>

新

同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 省 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第49条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申

旧

同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 省 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第49条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35

新

告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 省 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額

旧

項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 省 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額

新

その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 省 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

旧

その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 省 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

新

第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 省 略

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項

旧

第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 省 略

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項

新	旧
<p>において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2～3 省 略 (読替規定)</p>	<p>2～3 省 略 (読替規定)</p>
<p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第59条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第59条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合)</p>
<p>第8条の2 省 略</p>	<p>第8条の2 省 略</p>
<p>2 法附則第15条第25項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>2 法附則第15条第26項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>3 法附則第15条第25項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定め</p>	<p>3 法附則第15条第26項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定め</p>

新	旧
<p>る割合は、3分の2とする。</p>	<p>る割合は、3分の2とする。</p>
<p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する特定太陽光発電設備（第2項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>6 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する特定太陽光発電設備（第2項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、12分の7とする。</p>
<p>7 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する特定風力発電設備（第3項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する特定風力発電設備（第3項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

新

- 9 法附則第15条第25項第3号イに規定する特定水力発電設備（前項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する特定地熱発電設備（第4項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する特定バイオマス発電設備（第5項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。

(削除)

旧

- 9 法附則第15条第26項第3号イに規定する特定水力発電設備（前項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号ロに規定する特定地熱発電設備（第4項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ハに規定する特定バイオマス発電設備（第5項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第34項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第64条に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する特例対象資産に係る固定資産税の課税標

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 省 略</p> <p>2～10 省 略</p> <p>1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 省 略</p>	<p><u>準となるべき価格に乗じる条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 省 略</p> <p>2～10 省 略</p> <p>1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 省 略</p>

新	旧
<p>1 2 省 略</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第 1 3 条の 3</u> 省 略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第 1 3 条の 7 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(削 除)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>1 2 省 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第 1 3 条の 3 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの間 (付則第 1 3 条の 7 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 7 4 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>第 1 3 条の 3 の 2</u> 省 略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第 1 3 条の 7 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 <u>自家用の 3 輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 7 4 条の 5 (第 2 号に係る部分に限る。)</u> 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「1 0 0 分の 2」とあるのは、「1 0 0 分の 1」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>

新

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第76条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略

(削 除)

旧

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第76条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以

新

旧

(削 除)

下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ロ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ロ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

新

旧

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ロ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ロ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(削 除)

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3 <u>法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(イ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受</u></p>	<p><u>令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の</u></p>

新

けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(イ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 省 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。

旧

種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 省 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。

新

以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項

旧

以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項

新

の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の府中市市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間

（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この

旧

の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省 略

新

旧

項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の府中市市税条例付則第13条の3及び第13条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。